

運営基準改正の概要 (虐待防止推進関係)解釈

(令和4年度報酬改定・令和4年度から義務化されたもの)

障害者虐待防止のさらなる推進のため、 運営規定に以下の内容を盛り込むことと なりました。

1. 従業者への研修実施

2. 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する

※委員会の役割…虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証・再発防止策の検討など

3. 虐待の防止等のための責任者の設置

基準省令の変更点 (障害福祉サービス等基準省令)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準
第三条(指定障害福祉サービス事業所の一般原則)

改正後

3 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

改正前

3 指定障害福祉サービス事業所者は、利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

基準省令の変更点 (障害福祉サービス等基準省令)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準
第四十条の二(虐待の防止)

改正後

指定居宅介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定居宅介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。

三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

改正前

(新設)

以上のことから、以下の取組が令和4年度から義務化されました。

1. 従業者への研修実施

2. 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する

※委員会の役割…虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証・再発防止策の検討など

3. 虐待の防止等のための責任者の設置

→これらは、令和4年4月からの運営規定に上記内容を記載し、変更届を提出する必要があります。

1 研修の実施について その1

研修の実施に当たっては、虐待防止の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、指針を作成した事業所においては当該指針に基づき、虐待防止の徹底を図る。

職員教育を組織的に徹底させていくためには、事業所の虐待防止委員会が作成した研修プログラムを実施し、年1回以上定期的な研修を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施することが重要である。

研修の実施内容について記録することが必要である。

研修の実施は、施設内で行う職員研修及び地域自立支援協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加する方式でも差し支えない。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）（31）虐待の防止（基準第40条の2）（p65～）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000789565.pdf>

1 研修の実施について その2

【R3.4.8 障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A Vol.2 問3】虐待防止③（一部抜粋）

問 虐待防止の取組について、小規模な事業所にも過剰な負担とならないようにするには、どのような取組が考えられるか。

答 虐待防止の研修は協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に参加した場合も認めることとしている。

さらに、研修については、厚生労働省の作成した職場内研修用冊子「障害者虐待防止の理解と対応」を活用するほか、事業所間で虐待防止に関する課題を共有した上で、研修を複数事業所で合同して実施する等の取組が考えられる。

→自立支援協議会、基幹相談支援センター等の研修に参加することでも研修を実施したとすることが可能
「障害者虐待防止の理解と対応」を活用することが勧められている

<https://www.mhlw.go.jp/content/000686501.pdf>

2. 虐待防止委員会の設置について

虐待防止委員会の役割は、

1. 虐待防止のための計画づくり（虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり、指針の作成）

2. 虐待防止のチェックとモニタリング（虐待が起こりやすい職場環境の確認等）

3. 虐待発生後の検証と再発防止策の検討（虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）（31）虐待の防止（基準第40条の2）（p65～）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000789565.pdf>

虐待防止委員会の設置にあたっての留意点 その1

①虐待防止委員会の設置に向けては、構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の虐待防止担当者を決めておくことが必要であり、虐待防止委員会の構成員には、利用者やその家族、専門的な知見のある外部の第三者等も加えることが望ましい。

② なお、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可能であるため、事業所の規模に応じた対応を検討すること。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）（31）虐待の防止（基準第40条の2）（p65～）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000789565.pdf>

虐待防止委員会の設置にあたっての留意点 その2

③虐待防止委員会の開催に必要となる人数については事業所の管理者や虐待防止担当者が参画していれば最低人数は問わないが、委員会での検討結果を従業者に周知徹底することが必要である。

④虐待防止委員会は、少なくとも1年に1回は開催することが必要であるが、相互に関係が深い身体拘束等適正化検討委員会と虐待防止委員会とを一体的に設置・運営することは差し支えない。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）（31）虐待の防止（基準第40条の2）（p65～）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000789565.pdf>

虐待防止の7つの具体的な対応 その1

①虐待や不適切な対応事例が発生した場合、当該事案について報告するための様式を整備すること。

② 従業者は、虐待の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、①の様式に従い、虐待について報告すること。

③ 虐待防止委員会において、②により報告された事例を集計し、分析すること。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）（31）虐待の防止（基準第40条の2）（p65～）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000789565.pdf>

虐待防止の7つの具体的な対応 その2

- ④ 事例の分析に当たっては、虐待の発生時の状況等を分析し、虐待の発生原因、結果等をとまとめ、当該事例の再発防止策を検討すること。
- ⑤ 労働環境・条件について確認するための様式を整備するとともに、当該様式に従い作成された内容を集計、報告し、分析すること。
- ⑥ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。
- ⑦ 再発防止策を講じた後に、その効果について検証すること。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）（31）虐待の防止（基準第40条の2）（p65～）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000789565.pdf>

虐待防止のための指針の7つの項目

- ① 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方
- ② 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項
- ③ 虐待防止のための職員研修に関する基本方針
- ④ 発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針
- ⑤ 虐待発生時の対応に関する基本方針
- ⑥ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- ⑦ その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）（31）虐待の防止（基準第40条の2）（p65～）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000789565.pdf>

2. 虐待防止委員会の設置について

【R3.4.8 障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A Vol.2 問3】虐待防止③
(一部抜粋)

問 虐待防止の取組について、小規模な事業所にも過剰な負担とならないようにするには、どのような取組が考えられるか。

答 虐待防止の取組は、①虐待防止委員会を設置し、結果を従業者に周知すること、②従業者に虐待防止のための研修を実施すること、③虐待防止の責任者を置くこととなっている。

このうち、虐待防止委員会については、事業所単位ではなく法人単位での設置を可能としているほか、人数についても管理者や虐待防止責任者が参画していれば最低人数は問わないこととしている。

- ・事業所単位ではなく法人単位での設置が可能
- ・委員会には事業所の管理者や虐待防止責任者が参画していれば最低人数は問わない

3. 虐待の防止等のための責任者の 設置

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課 地域生活支援推進室 令和4年4月「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」のp19以降に、虐待防止委員会の責任者の記載があります。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000944498.pdf>

虐待防止委員会の責任者（委員長）は、通常、管理者が担う。

虐待防止委員会を組織的に機能させるために、各サービス事業所のサービス管理責任者やユニットリーダー等、各事業所や現場で虐待防止のリーダーになる職員を虐待防止マネージャーとして配置することが望ましい。

身体拘束等の適正化の推進について

身体拘束等の適正化に更なる推進のため、運営基準において施設・事業所が取り組むべき事項が追加されるとともに、減算要件が追加されました。※令和3年度から努力義務化、令和4年度から義務化。減算は令和5年4月から適用。

- ① 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。（令和3年度は努力義務化、令和4年度から義務化。）
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
（令和3年度は努力義務化、令和4年度から義務化。）
- ④ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。（令和3年度は努力義務化、令和4年度から義務化。）

※虐待防止の取組で身体拘束等の適正化について取り扱う場合には、身体拘束等の適正化に取り組んでいるものとみなします。

身体拘束等の適正化の推進について

《身体拘束廃止未実施減算（一部新設）》5単位／日

次の基準のいずれかを満たしていない場合に、基本報酬を減算する。

① 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。

② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。（令和5年4月から適用）

③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。（令和5年4月から適用）

④ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。（令和5年4月から適用）

→令和5年4月から、体制を整えていない状態でも減算対象となるのでご注意ください！！

身体拘束等の適正化の推進について

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課 地域生活支援推進室 令和4年4月「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」のp35以降に、身体拘束についての記載がありますので必ずご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000944498.pdf>